

静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正 及びバス専門部会設置に関する規定について

1 要 旨

静岡県生活交通確保対策協議会を静岡県地域公共交通活性化協議会に編入し、「バス専門部会」とするよう、関係する規定を改正する。

2 概 要

これまで、県生活交通確保対策協議会で行っていた協議について、県地域公共交通活性化協議会で実施する。

なお、詳細については、県地域公共交通活性化協議会にバス専門部会を設置し協議することから、関係する規定を改正する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

令和 6 年 4 月 1 日